誓　約　書

令和　　年　　月　　日

　（宛先）八千代市長

所　在　地

申請者　　団　体　名

代表者職氏名　　　　　　　　㊞

八千代市小規模保育事業所設置・運営事業者募集の応募の申請に当たり，以下のいずれにも該当することを誓約します。

地域型保育事業のうち，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第１０項に規定する「小規模保育事業」として事業所を設置及び運営することを希望する者で，かつ，次の要件を満たす者であること。

⑴　申込日現在で，次のアからエまでのいずれかの要件を満たす法人であること。

ア　認可保育所，認可幼稚園又は認定こども園を運営している者

イ　既に認可を受けた小規模保育事業又は事業所内保育事業を運営している者

ウ　児童福祉法第５９条の２第１項の規定により，千葉県へ届け出がされており，かつ，認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設を運営している者

エ　上記に掲げるほか，公的補助金等を活用し民間保育施設等を運営しているなど保育事業運営の実績がある者

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また，役員等が八千代市暴力団排除条例（平成２４年八千代市条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

⑶　『家庭的保育事業等の認可等について（平成２６年１２月１２日雇児発１２１２第６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）』に定める要件に適合する者であること。

⑷　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のアからオまでのいずれかに該当しない者であること。

ア　市税等を滞納している者

イ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

ウ　申込日前６か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

⑸　児童福祉法，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号），社会福祉法（昭和２６年法律第４５号），建築基準法（昭和２５年法律第２０１号），消防法（昭和２３年法律第１８６号），八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）その他の関係法令及び通知等を遵守して小規模保育事業所を設置･運営できる者で，これらの関係法令及び通知等に基づく指導等を遵守できるものであること。

⑹　開所予定地の周辺住民等への説明を実施すること。

⑺　専任の管理者（施設長）を配置すること。なお，管理者については，保育士資格を有し，第１項ア又はイの施設において，常勤として２年以上従事した経験を有すること。